

## 【書評】

### 齊藤 尚『社会的合意と時間——「アローの定理」の哲学的含意』

木鐸社，2017年，315頁

本書は、これまでケネス・アローの経済思想を軸に政治学・経済学・哲学の垣根を超えて縦横な研究を重ねてきた齊藤尚氏の、博士学位論文を基にした重厚な研究書である。著者の研究のベースは政治学（とりわけ政治理論）にあり、アローという20世紀経済思想の一大キーパーソンを対象としつつも経済学とは異なる学問領域から書き上げられた本書は、本邦の経済学史研究に新しい視野を開くものであると期待される。

とはいえ本書はアローに密着した思想史研究ではなく、はっきりと1つの現代的・実践的課題を立てている。それは立憲主義デモクラシーを擁護すること、とりわけ社会契約によってこれを擁護することである。本書の問題関心を平易に述べれば次のようになる。デモクラシーにおいて、人々の選好に一切の制限を課さなければ、それらの選好をもとにした集合的意思決定もまた無制限なものとなる。その場合、多数の人々が望むならば、一部の人々の人権を蹂躪するような決定がなされてしまうかもしれない。そこでデモクラシーは通常、集合的意思決定を制約する上位ルール（すなわち憲法、とりわけ司法審査の規定）によって、すべての人々の基本的人権が守られるようにしている（立憲主義）。しかしながら、そのような上位ルールは人民主権の理念に反するとしばしば批判される。デモクラシーは過去の人々が制定した憲法よりも、まさに今この社会を生きる人々の民意そのものを尊重すべきというわけだ（ポピュリズム）。

そのような批判を回避するためには、民意

を制約する上位ルールそれ自体を、人々の合意によるものであるとして正当化できればよい。これが社会契約のロジックである。しかしながらアローの有名な不可能性定理は、そのような考え方にとって致命的な含意を有している。というのもこの定理によれば、人々の自由意志に基づく全員一致は不可能ということに、すなわち社会契約は論理的に実現不可能ということになるからである。そこで本書は、アローの不可能性定理のこの含意を否定することで、社会契約の可能性を生き返らせ、それによりすべての人々の人権を保護する立憲主義デモクラシーを擁護することを試みる。昨今のポピュリズムの政治や憲法改正問題を念頭におけば、極めてアクチュアルな問題関心であることは言を俟たない。

本書は四部構成である。第1部ではまずアローの思想に焦点が当てられ、彼の経済思想がきわめて自由主義的色彩の強いものであることが示される。齊藤によれば、アローは人々の自由な意思決定に優越するような上位の価値の提示を「倫理的絶対主義」として厳しく拒否し、価値については個々人の主観的判断をなにより尊重した（消費者主権＝市民主権の思想）。それゆえ彼のデモクラシー観もポピュリズム的なものであったことが示される。続いて第2部ではアローの定理をめぐる先行研究が、（上に論じた）立憲主義とデモクラシーの対立問題の観点から整理・検討される。そしてそこから、あくまで一時点での政治的決定を取り扱うアローの枠組みでは、その前提として要求される、皆が共同の政治的決定に服していくという同意（同じ社会に

生きていくことへの長期的なコミットメント)を取り扱うことができないという問題点が指摘される。この同意こそ、社会契約によって担保される場所のものである。

さて、それでは齊藤はいかにしてアローの不可能性定理を乗り越えるのだろうか。彼女の積極的主張が展開されるのは第3部および第4部であり、そこで議論の軸として置かれるのが、(いささか唐突に思われるかもしれないが)フランスの哲学者アンリ・ベルクソンである。齊藤はベルクソンの、自我と時間の関係に関する議論に注目する。ベルクソンによれば、自我とは単にある時点での選好順序(表層の自我)にとどまるものではない。個別時点の選好順序に先んじて存在する通時的な自我が存在し、そしてそこに選好順序を制約する道徳的な人格が見出される(深層の自我)。この観点からすれば、ある一時点での人々の選好を集計するアローの手続きは、瞬間的な選好順序では表現し切れない通時的な道徳的人格を考慮していないことになる。逆に言えば、アローの手続きが単にある一時点のものにすぎない選好順序をその人の人格そのものと等置している点を批判する上で、ベルクソンの自我論が非常に説得的な理解を与えてくれるのである(この意味でベルクソンの参照には論理的な根拠が存在する)。

このような自我論に基づく社会契約であれば、アローの枠組みにおいて見逃された、社会形成への長期的コミットメントを担保できると齊藤は論じる。個々人の尊厳の根拠が道徳的人格(つまりは深層の自我)にあるとするならば、そのような人格は、お互いの人格の尊厳を認め合うという「人間性」を見出すに至るからである。そのような道徳的個人による社会契約は、必ず長期的な基本的人権の尊重を全員一致で要請する。すなわち、通時

的な道徳的人格として「開かれた道徳」に従う人々が、立憲主義デモクラシーに合意することになる。

本書に対する率直な疑問は、ベルクソンに依拠した社会契約の基礎となっている道徳的人格(219-26, 233-35)の想定は果たして説得的なのか、というものであろう。ざっくり言ってしまえば、必ず立憲主義デモクラシーに同意することになる道徳的な深層の自我を誰もが有するというのはどうも胡散臭い、という疑問である。齊藤自身も結論で、「個人が形而上学的な希求を持つ」という想定の実現的妥当性について課題が残されていると認めている(271)。しかし評者が読む限り、この点は大きな瑕疵ではない。そもそも本書の問題関心は、形而上学的な価値の一切を否定する(アローのような)枠組みにおいては、民意の暴走を止められない、という点にある。であれば、それを避けるために立憲主義はどこかで客観的価値の助けを借りなければならないが、それを人々の意志から独立に定める道徳的専制もまた避けなければならない、というのが難しいところなのである。ベルクソンの道徳的人格の想定がこの袋小路を解決する1つの有力な候補であることが示されたと捉えるならば、それは1つの重要な指摘である。

忌憚なく申し上げれば、文章はかなり生硬であり、お世辞にも読みやすいとは言えないのだが、その背後にある論理は非常に緻密に構成されている。著者の問題関心を念頭に置きつつその論理を追うことで、読者はアローの思想、そして経済学と政治学の共通問題について多くの新鮮かつ刺激的な知見を得ることができるだろう。

(玉手慎太郎：東京大学)